行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処	分 名	多治見市霊園えい地の使用料又は清掃料の減免
根拠例規及び条項		多治見市霊園の設置及び管理に関する条例(昭和 42 年条例第 8 号)第 10 条、第 12 条
所 管	部 課 名	環境文化部環境課
	関係法令等及 び条項	多治見市霊園の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和 43 年規則第 17 号)
審		使用料等の減額の率は、それぞれ100分の50以内とする。(条 例施行規則第13条)
查		減免の可否については、申請者の個別具体的な申請理由により判断することとする。
基	基準	
準		
	設定年月日	平成9年4月1日 最終変更年月日
標準処理期間	標準処理期間	総日数 ~3 日程度(注:休日は含まない。)
	内 訳	経由機関 日 (機関名) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 ~3 日
	設定年月日	平成9年4月1日 最終変更年月日
備	考	